

○大野市スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場費補助金交付要
綱

令和3年3月29日

告示第106号

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ競技力の向上及び文化活動の推進を図るため、全国大会等に出場又は参加する団体又は個人(小中学校が行う教育活動によるものを除く。)に対し、経費の一部を補助することについて、大野市補助金等交付規則(昭和57年規則第3号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助の対象となる大会は、次に掲げる大会とする。

(1) ブロック大会 福井県大会にて選抜されて出場又は参加する7都道府県以上の規模の大会。ただし、小中学生の団体又は個人にあつては3都道府県以上の規模の大会を対象とする。

(2) 全国大会 福井県大会又はブロック大会にて選抜されて出場又は参加する全国大会。ただし、16都道府県以上の規模の大会を対象とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、大会開催地までの往復旅客運賃、バス借上料及び機材等の輸送費並びに宿泊料とする。

2 前項に規定する運賃及び宿泊料は、大野市一般職(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員を除く。)の職員の1級の職務の級である者の旅費相当額とする。ただし、現に支払うべき運賃及び宿泊料が当該旅費相当額を下回る場合は、当該運賃及び宿泊料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から主催者が補助をする額を除いた額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た額とし、300,000円を限度とする。

(1) 一般の団体又は個人 3分の1以内

(2) 小中学生の団体又は個人 2分の1以内

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年告示第93号)

この要綱は、告示の日から施行する。